

○交通事故事件取扱要綱の制定について(通達)

(平成 22 年 2 月 22 日岡指第 82 号／岡交企第 96 号警察本部長例規)

(概要)

交通情勢は、車両保有台数や運転免許人口の増加等により、ますます大量、過密、混合化の度合いを深め、また、交通事故も増加基調にあつて、極めて厳しい状況となっている。さらに、自動車機能の飛躍的な向上、改善等は、交通事故事件捜査を取り巻く環境をますます悪化させる要因ともなっている。

こうした情勢に的確に対処し、激増する交通事故を適正かつ迅速に捜査処理するため、交通事故事件の取扱要領について通達したものである。

主な通達項目の概要は、

- 1 用語の意義、基本的留意事項
- 2 事故の一般的捜査・処理要領
- 3 人身事故の取扱い要領
- 4 物件事故の取扱い要領
- 5 重大特異事故の取扱い要領
- 6 ひき逃げ事件の捜査要領
- 7 不申告事件の取扱い要領
- 8 統計事務の処理要領
- 9 自動車安全運転センターへの通知等

等である。